

## 平成31年第2回美郷町議会定例会

### 議事日程（第1号）

平成31年3月1日（金曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議長の諸般の報告
  - 1) 指定管理者監査の報告
  - 2) 財政援助団体等監査の報告
  - 3) 例月出納検査の報告（平成31年1月分）
  - 4) 平成31年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会の概要報告
  - 5) 平成31年第1回大仙美郷環境事業組合議会定例会の概要報告
  - 6) 平成31年第1回大仙美郷介護福祉組合議会定例会の概要報告
- 第 4 町長の招集挨拶並びに施政方針説明
  - 陳情上程（委員会付託）
- 第 5 陳情第25号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情
- 第 6 陳情第26号 消費税の増税中止を求める陳情
- 第 7 陳情第27号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出することを求める
- 第 8 陳情第28号 幼児教育・保育の無償化、待機児童解消、保育士の処遇改善のための必要な措置を国に求める陳情書
- 第 9 陳情第29号 奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税（仮称）で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める陳情書
- 第10 陳情第30号 秋田市新屋地区へのイージス・アショア配備計画に反対の意思を示してください
- 議案上程（説明）
- 第11 議案第 2号 町道の認定について
- 第12 議案第 3号 町道の廃止について

- 第13 議案第 4号 美郷町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について
- 第14 議案第 5号 美郷町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について
- 第15 議案第 6号 美郷町公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について
- 第16 議案第 7号 美郷町国民健康保険事業基金条例の一部改正について
- 第17 議案第 8号 美郷町アクティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第18 議案第 9号 美郷町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について
- 第19 議案第10号 美郷町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 第20 議案第11号 美郷町奨学資金に関する条例の一部改正について
- 第21 議案第12号 指定管理者の指定について
- 第22 議案第13号 美郷町下水道事業特別会計への繰入額について
- 第23 議案第14号 美郷町農業集落排水事業特別会計への繰入額について
- 第24 議案第15号 平成30年度美郷町一般会計補正予算第7号
- 第25 議案第16号 平成30年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第4号
- 第26 議案第17号 平成30年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第3号
- 第27 議案第18号 平成30年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第4号
- 第28 議案第19号 平成30年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号
- 第29 議案第20号 平成30年度美郷町水道事業会計補正予算第4号

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

#### 出席議員（16名）

1番	深 沢 義 一 君	2番	小 原 正 彦 君
3番	鈴 木 正 洋 君	4番	内 田 清 文 君
5番	泉 美和子 君	6番	森 元 淑 雄 君
7番	高 山 茂 雄 君	8番	細 井 邦 男 君
9番	熊 谷 良 夫 君	10番	伊 藤 福 章 君
11番	鈴 木 良 勝 君	12番	村 田 薫 君
13番	藤 原 政 春 君	14番	深 澤 均 君
15番	熊 谷 隆 一 君	16番	澁 谷 俊 二 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松田知己君	副町長	佐々木敬治君
総務課長	本間和彦君	企画財政課長	高橋穰君
税務課長	小田長光仁君	住民生活課長	高橋久也君
福祉保健課長	齊藤敦子君	農政課長	高橋勉君
商工観光交流課長	藤田信晴君	建設課長	木村英彰君
会計管理者兼 出納室長	鈴木孝悦君	農業委員会 会長	高橋正尚君
農業委員会 事務局長	奥山智佳等君	教育長	福田世喜君
教育次長兼 教育推進課長	西鳥羽裕君	教育総務課長	煙山光成君
生涯学習課長	高橋一久君	代表監査委員	深澤克太郎君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	鈴木忠	庶務班長 兼議事班長	高橋圭子
主査	高橋洋子		

---

### ◎開会及び開議の宣告

○議長（澁谷俊二君） 定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから平成31年第2回美郷町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（澁谷俊二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、13番藤原政春君、14番深澤均君を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（澁谷俊二君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日3月1日から18日までの18日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月18日までの18日間と決定いたしました。

なお、会期中の審議予定については、先般、議会運営委員会を開催し、検討されました。その結果について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、森元淑雄君、登壇願います。

(議会運営委員長 森元淑雄君 登壇)

○議会運営委員長（森元淑雄君） おはようございます。

議会運営委員会から、会期の日程についてをご報告申し上げます。

2月22日招集告示されました平成31年第2回美郷町議会定例会に当たり、同日、議会運営委員会を開催し、次のとおり決定いたしましたので、ご報告をいたします。

はじめに、本定例会の会期は本日3月1日から18日までの18日間といたしました。

次に、本定例会の審議内容についてであります。本日は議長の諸般の報告、町長の招集挨拶

並びに施政方針説明があり、その後陳情等を上程し、委員会付託とします。次に、議案第2号から議案第20号までを上程し、説明を受け、終了の予定です。

3月2日・3日は休会とします。

3月4日は午前10時から本会議を再開し、議案第21号から議案第26号までを上程し、説明を受け、終了の予定です。

3月5日・6日は休会とし、6日正午を一般質問の通告締め切りとします。

3月7日は午前10時から本会議を再開し、議案第2号から議案第20号までの質疑、討論、表決を行い、続いて議案第21号から議案第26号までの総括質疑を行い、その後予算特別委員会を設置し、付託をする予定です。

3月8日から12日までは休会といたします。休会中の日程ですが、8日・11日は予算特別委員会を開催し、予算審査を行います。12日は午前・午後において各関係常任委員会を開催し、陳情等の審査を行う予定です。

3月13日は午前10時から本会議を再開し、一般質問を行う予定です。

3月14日から17日までは休会といたします。

3月18日は午前10時から本会議を再開し、議案第21号から議案第26号までの予算の審査結果について予算特別委員会委員長の報告、質疑、討論、表決を行います。その後、陳情等の審査結果について各常任委員会委員長の報告、質疑、討論、表決を行い、終了の予定です。

以上、ご報告を申し上げます。

○議長（澁谷俊二君） ただいま議会運営委員長から審議予定について報告がありましたが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認め、日程どおり審議を進めます。

---

### ◎諸般の報告

○議長（澁谷俊二君） 日程第3、諸般の報告を行います。

1として、町の監査委員より指定管理者監査の結果報告がありました。

2として、町の監査委員より財政援助団体等監査の結果報告がありました。

3として、町の監査委員より例月出納検査（平成31年1月分）の結果報告がありました。

4として、大曲仙北広域市町村圏組合議会出席議員より平成31年第1回大曲仙北広域市町村圏

組合議会定例会の概要報告がありました。

5として、大仙美郷環境事業組合議会出席議員より平成31年第1回大仙美郷環境事業組合議会定例会の概要報告がありました。

6として、大仙美郷介護福祉組合議会出席議員より平成31年第1回大仙美郷介護福祉組合議会定例会の概要報告がありました。

その写しを皆様のお手元に配付しております。それをもって報告にかえさせていただきます。

---

### ◎町長の招集挨拶並びに施政方針説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第4、町長の招集挨拶並びに施政方針説明を行います。

本定例会の招集に当たって、町長より招集挨拶並びに施政方針説明の申し出がありましたので、これを許します。

町長 松田知己君、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） おはようございます。

平成31年第2回美郷町議会定例会の開会に当たり、行政報告並びに提出いたしました議案の概要をご説明申し上げ、招集の挨拶といたします。

はじめに、世界的スポーツメーカーであるヨネックス株式会社との包括連携協定を12月26日に、日本を代表するアウトドア総合メーカーである株式会社モンベルとの包括連携協定と防災協定を1月31日にそれぞれ締結したことをご報告いたします。

ヨネックス株式会社とは、それぞれが持つ資源やスポーツが持つ力を活用して教育や文化、健康増進、まちづくり等の分野で連携を図り、地域社会の発展と人材育成に寄与する取り組みを推進してまいります。

株式会社モンベルとは、緊密な相互連携のもと、アウトドア活動等の促進により、社会が直面する課題等に対応していくため、町内地域の活性化や町民生活の質の向上に寄与する取り組みを推進してまいります。また、株式会社モンベルとの防災協定により、美郷町内における地震や風水害、その他の災害が発生し、またはそのおそれがある場合にはアウトドア用品や食料品等の提供について、ご協力をいただけることになりました。

次に、町で取り組んでいる薬用植物栽培等に役立ててもらいたいという趣旨で、地域再生計画として認定を受けている「生薬の里 美郷」構想推進事業に対して株式会社龍角散から昨年度と

同様に企業版ふるさと納税として1,000万円の寄附をいただき、平場の森公園の管理や薬用植物の試験栽培等の財源として活用させていただくこととしております。

次に、ホストタウン推進事業の一環で、秋田空港発着によるチャーター便を活用したタイ王国文化交流事業として町民13人と本職並びに町議会議長及び関係職員合わせて17人が2月13日から4泊5日の日程でタイ王国を訪問いたしました。

14日には、教育相互交流を始めたノンタブリー県アニューラチャ・プラシット校を町民の方々と表敬訪問したほか、幼稚園から始まるイングリッシュ・プログラムによる授業などを見学させていただきました。急な公務が入ったとのことで残念ながら同県知事とはお会いできませんでしたが、歓迎式並びに意見交換会において同県第一地区初等教育局や同校関係職員の方々と今後の交流について意見交換をしてみました。翌15日にはタイバドミントン協会のパッターマー会長とミーティングを行い、平成31年度の取り組みなどについて調整を図ってまいりました。

町民の皆さんは現地の方々との交流を通してタイ文化に触れるなど、実際にその地を見て体験することで異文化に対する理解を深められたものと認識しております。今回の経験をもとに今後のホストタウン活動への参画や各般にわたる交流が、さらに前進することと期待しております。

次に、今冬の降雪等の状況についてですが、町内6カ所の観測地点における最大の平均積雪量は2月14日の97センチメートルでした。早朝一斉除雪の出動回数は、12月が9回、1月が15回、2月が7回、計31回で昨年同時期と比べて21回の減となり、予算執行率は77.5%となっております。

また、2月末現在の雪による被害についてですが、自宅等の除雪作業中における負傷者が2人で、いずれも重傷と報告を受けております。お見舞いを申し上げます。

次に、第2次美郷町総合計画における「リーディングプロジェクト」について、ご報告いたします。

1つ目は「活力創出プロジェクト」についてですが、起業支援の推進について、起業者等総合支援事業の本年度活用見込み件数は5件。内訳として、飲食店2件、雑貨店1件、自動車板金塗装1件、音楽教室1件となっております。今後も起業を目指す事業者を支援し、町内経済の活性化に向けて取り組んでまいります。

生薬を生産する11戸の農家で組織する「美郷町生薬生産組合」が1月17日に設立されました。同組合は生薬生産に係る生産作業の共同化を通じて効率的な生薬生産の実現を図り、組合員の共同の利益を増進することを目的とするもので、生薬栽培の実施主体となり、栽培から出荷までの生産体制の構築や栽培面積の拡大と生産量の増加に取り組んでいく旨、伺っております。

2つ目は「交流促進プロジェクト」についてですが、日本航空との連携協力協定に基づく「JAL空育 折り紙ヒコーキ教室」を1月17日に開催いたしました。町内3つの認定こども園の5歳児121人が参加し、よく飛ぶ紙飛行機づくりにチャレンジしました。

また、本県ではじめてとなる「JAL折り紙ヒコーキ全国大会」の秋田予選会が中央体育館で12月16日に開催され、小学生の部において本町の小学4年生の児童が見事に優勝し、4月の全国大会に出場することとなりました。健闘をお祈りしております。

日本航空社員による地域貢献活動「ウインターキャンプ」が2月2日から3日にかけて開催されました。来町した日本航空社員20人は独居高齢者宅の除雪活動を行ったほか、生薬を活用した健康膳の料理や六郷のカマクラ行事における天筆書きを体験することで町への理解を深めていただきました。また、外部の視点から当町における滞在型観光の可能性等に対するご意見もいただきましたので、今後の展開の参考にしてまいります。

ホストタウン推進事業として実施したタイ食文化講座ですが、全7回の開催で延べ114人のご参加をいただき、1月31日の開催をもちまして今年度の講座を終了しました。

次に、各課の個別の取り組みについて、ご報告いたします。

はじめに福祉保健課関係ですが、「こどものえき」が設置されている町内施設のうち、役場庁舎、名水市場湧太郎、総合体育館リリオス及び公民館の4カ所に授乳スペースを常設し、1月から利用できるようになりました。このほか、屋外イベント等で使用できる移動式授乳用テント等も用意し、希望者への貸出しに対応できるようにしております。

次に、商工観光交流課関係ですが、県内市町村等で構成する秋田県企業誘致推進協議会による首都圏企業懇談会が東京都内で1月24日に開催され、179社へのアピールのほか、参加した町内進出企業6社と情報交換を行いました。

まちなかエリア活性化については、実行委員会と町の共催で農泊及び民泊の関連セミナーを名水市場湧太郎で本日3月1日開催するほか、県による空き店舗リノベーションセミナーが2月7日・21日の両日に開催され、空き店舗等の利活用や観光客の受け皿作りに向け気運が盛り上がってきております。引き続き町としましても六郷地区商店街の「にぎわい」作りに向け、実行委員会活動を支援してまいります。

農政課関係ですが、米の生産数量の参考指標となる平成31年度の秋田県全体の「生産の目安」が11月に提示されたことに伴い、美郷町地域農業再生協議会を11月22日に開催し、美郷町全体の「生産の目安」を前年度比0.02ポイント減の56.42%とし、各方針作成者に提示しました。農業者ごとの「生産の目安」の提示は各方針作成者に委ねることとなります。



平成31年度の産地交付金については、同協議会において作物別単価を決定し、広報美郷3月号に掲載しております。これらの内容や国・県の施策等に関する説明会を3月20日に開催し、農家への周知を図ってまいります。

“生薬の里 美郷”構想実現のための連携協定を締結している公益社団法人東京生薬協会が学術研究の一環として町内で上海ガニ（チュウゴクモクズガニ）の飼養の検討及び脱皮殻の研究を行うこととなり、研究のためのカニの放流式が12月27日に行われました。今回の学術研究は動物生薬、医薬品、化粧品、繊維、食品など多岐に使用されている上海ガニの脱皮殻の収集及び殻から抽出される物質「αキトサン」の効率的な抽出方法の検討を行うもので、この研究は平成33年3月まで行われる予定です。

これまで町の地域農業の振興を図ることを目的に設置しておりました農業振興センターについてですが、実施している事業が町・農業団体等の事業で担えるものが多く、構成員も町地域農業再生協議会と重複していることから、組織の在り方について2月18日の運営委員会において協議した結果、今年度をもって解散することが了承されました。今後は町、各農業団体、町地域農業再生協議会等において、それぞれが事業を引き続き行っていくことになります。

建設課関係ですが、12月から2月末までの主な工事発注状況については、道路改良工事2件、橋梁補修工事2件、水道施設更新工事2件を発注し、計画された工事及び業務委託は全て発注済みとなっております。

教育推進課関係ですが、教育長が2月3日から6日までの日程で県教育委員会とタイ王国ノンタブリー県を訪問するとともに、来年度の美郷中学校との相互訪問交流について実務協議を行っております。

また、仙南小学校の児童18人が東京都文京区立千駄木小学校を、六郷小学校の児童15人が大田区立高畑小学校を1月10日・11日の両日にそれぞれ訪問しております。仙南小学校の訪問は4回目、六郷小学校は初めてですが、児童にとっては東京都の児童との交流や東京の学校や地域の様子を肌で感じることによって自分たちの地域である美郷町の良さを見つめ直す絶好の機会となりました。

生涯学習課関係ですが、特別展「民藝のモノと思想 ー暮らしの中の美を探る」の企画協力者である海青舎代表で日本民藝協会会員の三浦正宏（みうら まさひろ）氏のご協力により、美郷わらの会の方々が制作したしめ飾りが12月に日本民藝館のミュージアムショップで販売されました。本町の手仕事として代表的な「わら細工」が評価を得たものとして捉え、今後も町の伝統技術の継承のための喚起に努めてまいります。

1月19日・20日・26日・27日の4日間にわたり美郷総合体育館リリオスを主会場に第3回魁星旗争奪少年フットサル大会が開催されました。県内78チーム・700人を超える選手が熱戦を繰り広げたほか、宿泊交流館ワクアスほか町内施設等で交流を深めていただきました。

次に、提出いたしました議案の概要について、ご説明いたします。

議案第2号「町道の認定について」及び議案第3号「町道の廃止について」ですが、町道の改良等に伴い、お諮りするものです。

議案第4号「美郷町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について」ですが、地方公務員法の規定に基づき、美郷町職員の自己啓発等休業制度に関し必要な事項を定めたく、お諮りするものです。

議案第5号「美郷町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について」ですが、労働基準法の一部改正に鑑み、所要の規定を改正したく、お諮りするものです。

議案第6号「美郷町公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について」ですが、定年退職後等に再任用された職員の派遣等について、所要の規定を改正したく、お諮りするものです。

議案第7号「美郷町国民健康保険事業基金条例の一部改正について」ですが、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定を改正したく、お諮りするものです。

議案第8号「美郷町アクティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について」ですが、施設利用料金を改定したく、それに伴う所要規定の改正について、お諮りするものです。

議案第9号「美郷町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について」ですが、水道法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の規定を改正したく、お諮りするものです。

議案第10号「美郷町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について」ですが、千畑東部地区における浄水方法の変更に伴い、給水人口及び1日最大給水量を改正したく、お諮りするものです。

議案第11号「美郷町奨学資金に関する条例の一部改正について」ですが、美郷町奨学資金の金額に関し、所要の規定を改正したく、お諮りするものです。

議案第12号「指定管理者の指定について」ですが、美郷町あったか山ほか19施設の指定管理者を指定したく、お諮りするものです。

議案第13号「美郷町下水道事業特別会計への繰入額について」及び、議案第14号「美郷町農業

集落排水事業特別会計への繰入額について」ですが、一般会計からの繰り入れにより各事業の円滑な推進を図るため、お諮りするものです。

議案第15号「平成30年度美郷町一般会計補正予算第7号」についてですが、地方創生応援寄付金の増額、大規模肉用牛団地整備事業費補助金の追加、県営基盤整備事業費負担金の増額、繰上償還元金の追加及びその他事業実績による事業費の減額等に伴う歳入歳出予算の補正について、お諮りするものです。

議案第16号「平成30年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第4号」についてですが、福祉医療基盤強化補助金の増額等に伴う歳入歳出予算の補正について、お諮りするものです。

議案第17号「平成30年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第3号」及び議案第18号「平成30年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第4号」についてですが、事業費の減額等に伴う歳入歳出予算の補正について、お諮りするものです。

議案第19号「平成30年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号」についてですが、後期高齢者医療広域連合納付金の増額等に伴う歳入歳出予算の補正について、お諮りするものです。

議案第20号「平成30年度美郷町水道事業会計補正予算第4号」についてですが、水道料金の増額及びその他事業実績による事業費の減額等に伴う収入支出予算の補正について、お諮りするものです。

なお、議案第21号から議案第26号までの平成31年度一般会計予算・各特別会計予算及び水道事業会計予算については、「平成31年度施政方針」で詳細を申し述べますので、ご理解くださるようお願いいたします。

以上、提出議案の概要につきましてご説明いたしました。

なお、提出議案の詳細につきましては各担当課長等に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、招集の挨拶といたします。

本定例会において、ご審議いただきます諸議案のご説明に引き続きまして、平成31年度の町政運営に関する基本的な考えを申し述べ、あわせて予算案の編成方針及び概要についてご説明申し上げます。

美郷町は、平成16年11月1日の新町誕生から15年という節目の年を迎えることとなりました。この間、町民各位並びに議員各位には温かいご理解とご協力をいただきましたことに改めて感謝を申し上げます。

さて、町では、平成30年度からスタートさせている「第2次美郷町総合計画（後期行動計画）」に基づき、各般の施策を計画的かつ積極的に展開し、まちづくりの将来像である「いやしの郷・

にぎわいの郷・豊かさを実感できるまち 美郷」の実現のために実行してきているところです。

これまでの取り組みで、それぞれの分野において一定の成果は得ているものと認識しておりますが、地域づくりに影響を与える人口については、残念ながら減少し続けているところです。こうした状況を踏まえますと、今後も努力の継続が求められますが、そうした努力が少しでも人口減少の歯止めになるよう、今後の展開に注力してまいりたいと存じます。

また、こうした展開を支える財政ですが、主な財源である地方交付税は平成27年度から漸減期間に入っております。そのため、平成26年度から普通交付税の一本算定を見据えた財政健全化の取り組みに着手しているところであり、平成31年度は補助費等の統一的な基準である「美郷町補助金等交付基準」を運用させるとともに、歳入の施設使用料等の利用者負担に関することについて平成32年度の一部見直しに向けて準備を行うこととしており、歳入構造についても適切に対応してまいります。

さらに、社会経済情勢や行政を取り巻く環境の変化により、新たな行政ニーズや課題等も生ずることから、そうしたことにもしっかりと対応できる財政体質をめざし、今後も町民各位並びに議員各位のご理解とご協力のもと、各般の対応を推進してまいりたいと考えているところです。

こうした考え方や状況を踏まえた上での平成31年度予算案の概要についてですが、一般会計予算案は110億7,257万8,000円で、平成30年度と比べ、2.1%の減となっております。

まず、歳入について申し上げます。

町税については、天候不順による平成30年産米の減収があったものの米価の上昇による農業所得の増加及び景気の回復傾向に伴う給与所得の増加を見込み、町民税の若干の増額を見込んでおります。また、軽自動車税及び町たばこ税についても若干の増額を見込んで計上しております。

地方交付税については、平成30年度と同様に普通交付税の一本算定に伴う減額等を勘案し、前年度を下回ると見込み、計上しております。

町債については、事業により有利な過疎対策事業債や合併特例債、緊急防災・減災事業債を選択するとともにプライマリーバランスに留意し、起債額が償還元金総額を上回らないように配慮したほか、繰入金については公共施設整備基金や地域振興基金等を繰り入れ、後年度の多様な財政需要に応えられるよう、財政調整基金からの繰り入れを控えております。

続いて、歳出について申し上げます。

一般会計については、第2次美郷町総合計画の着実な推進を意識した予算編成に努めております。経常的経費については、平成26年度から財政健全化の取り組みを継続するとともに平成31年度から運用する美郷町補助金等交付基準に沿った予算編成を行っております。また、政策的経費に

については、東京2020オリンピック・パラリンピックに向けての機運をさらに高めるための取り組み、産業振興や観光振興に係る交流促進に資する取り組みなどに積極的に財源を配分しております。

また、特別会計及び水道事業会計については、制度改正等の情報を的確に捉え、受益者負担の原則にのっとり、適正な予算計上に努めました。

国民健康保険特別会計については、県に納付する事業納付金が増額となりますが、被保険者数、所得、普通交付金等公費及び保険給付費等の動向を参酌し、予算計上しております。

水道事業会計については、計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図り、引き続き安全で安定した水道水を供給するため、国の指導に基づき、予算編成を行っております。

各特別会計及び水道事業会計の予算案規模は、国民健康保険特別会計が22億3,698万2,000円で、平成30年度と比較して1.2%の減、下水道事業特別会計が2億308万2,000円で1.7%の減、農業集落排水事業特別会計が2億613万9,000円で8.5%の減、後期高齢者医療特別会計が1億9,942万2,000円で0.9%の増、水道事業会計が6億8,447万6,000円で2.9%の減としております。

次に、第2次美郷町総合計画に定める、まちづくりの「8つの目標」の主な取り組みについて申し上げます。

「快適さを実感できるまち」についてですが、道路整備については、測量調査4路線、改良舗装工事8路線、歩道整備工事1路線、橋梁補修工事9橋を実施するほか、道路維持については舗装補修工事9路線、側溝改修工事5路線を実施してまいります。

除雪関係については、過年度の実績や休止路線を踏まえた除雪予算を計上しているほか、老朽化した除雪機械の更新や中央通り線の消雪施設の点検整備等を実施してまいります。

河川関係については、県管理河川との関係性を踏まえながら、町管理の3河川のしゅんせつ工事を実施してまいります。

水道事業については、引き続き安全で安定した水道水を供給するため、黒沢地区の配水管更新に向けた調査設計業務や千畑東部地区の紫外線処理施設設置工事を実施するとともに、水道法の改正による水道台帳の整備や健全な経営を維持するための経営分析と整備計画の策定に取り組んでまいります。

下水道と農業集落排水事業については、適正な施設運営に努めるとともに、未接続者に対して、トイレ水洗化と生活雑排水浄化について啓蒙・啓発を行い、その加入を促進してまいります。また、町内にある6施設の更新、または統廃合を見据えた最適整備構想の策定業務を実施してまいります。

「豊かな環境がひろがるまち」についてですが、環境保全については、古布回収の年4回の実施、水銀を含む恐れのある蛍光灯、乾電池、ボタン型電池等の回収や町内3カ所における小型家電製品の回収を引き続き推進してまいります。

水環境保全については、水資源を育む水源かん養林の保全等を目的に植樹事業を継続するとともに、水源かん養保安林の多面的機能の維持増進や混交林化、アクセスの向上を図るため、七滝山の林道整備工事に着手します。また、水環境保全への意識啓発や環境整備を推進するため、水の郷シンポジウムの開催や水環境学習、清水周辺環境保全活動モデル地区への支援、合併浄化槽の整備支援を引き続き実施してまいります。

「豊かな心で健やかに過ごせるまち」についてですが、これまでに策定した「健康みさと21計画」、「美郷町セルフケア推進方針」に基づき、医療費の適正化と健康長寿を目標に、引き続き各般の事業を着実に実施してまいります。

健康づくり充実事業では、セルフケアの推進及び健康寿命の延伸を目的とし、健康診査、がん検診、人間ドック等の受診者や保健センターで開催する運動教室、講演会等への参加者にポイントを付与し、一定のポイントがたまると町と連携協定を締結している企業である株式会社龍角散等から協賛品が授与される健康ポイント事業を新たに開設することとしております。

また、ヨネックス株式会社との連携で適正な運動を推進することで健康長寿につなげるためウォーキング教室やランニング教室を実施してまいります。

心の健康づくり対策としては、平成30年度に策定した「美郷町自殺対策計画」に基づき、一人の自殺者も出さないよう福祉関係のみならず各種行政業務からのアプローチを試みるなど、多様にわたる取り組みを進めてまいります。

介護予防・日常生活支援事業については、地域の実情に応じたサービスの充実を図りながら、より地域に密着した地域包括支援体制の構築を進め、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を行ってまいります。

認知症に対する支援については、認知症の方と家族及び地域・医療・介護の人々が連携して取り組む仕組みづくりや、認知症予防のための教室等を行うとともに認知症を正しく理解していただくための認知症サポーター養成講座を開催し、受講者の活用に向けた取り組みに努め、認知症を地域で支える環境づくりにつなげてまいります。

児童福祉対策については、児童虐待への対応など福祉的にかかわりが必要な児童等への家庭訪問等の取り組みを継続してまいります。

障害者福祉対策については、「第5期美郷町障害福祉計画」に基づき、障害福祉サービス、相談

支援及び地域生活支援事業の充実を図るとともに、障害のある人の高齢化・重度化や「親亡き後」にも安心して地域で生活することができるよう新たに整備された「地域生活支援拠点等」の活用について周知に努めてまいります。

また、平成30年度に引き続き、社会福祉法人水交会が実施する「かわ舟の里 角間川」の整備に対する助成を行います。

子育て支援については、平成30年度に刷新した冊子「子育て支援ガイド」を子育て世代に配布し、子育て支援に係る事業の周知を図り、活用していただくよう努めてまいります。また、妊婦期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うため、ワンストップサービスの拠点となる「子育て世代包括支援センター」の平成32年度立ち上げに向けた準備を行ってまいります。

予防関係では、風しん感染の拡大防止のため、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの抗体保有率の低い世代の男性を対象にした抗体検査・予防接種を実施してまいります。また、平成30年度末までの経過措置としていた65歳超の高齢者を対象とした肺炎球菌ワクチンの定期予防接種について、平成31年度から5年間延長し、予防に努めてまいります。

「豊かで活力を生み育むまち」についてですが、平成29年度に完成した教育資料「みさと働きびと」の本を活用しながら、小学校においては6年生を対象に行っている職場体験活動を5年生にも拡充し、ふるさと教育やキャリア教育の充実を図ってまいります。また、小学校5年生以上の児童生徒に対し行っている、子ども新聞や中高校生新聞を活用した教育推進事業において、新たに4年生まで拡充し、早期から社会や文化への興味関心を高めるとともに読解力や表現力の向上を図ってまいります。

さらに、平成32年度の小学校学習指導要領の全面実施に向け、小学校3年生から6年生までの英語教育の授業時数の増加への対応と中学校の英語教育の充実を図るため、イングリッシュキャンプ事業を見直し、外国語指導助手ALTを1名増員して授業を支援してまいります。

また、美郷中学校、仙南小学校、千畑小学校の壁画を制作した大小島真木さんに平成31年度は六郷小学校と公民館にて壁画を制作していただきます。一流芸術家による壁画制作過程の見学や作者と児童、町民との交流を通して豊かな感性が育まれることを期待しております。

タイ王国との教育交流については、美郷中学校とタイ王国ノンタブリー県アニューラチャプラシット校との相互訪問交流の充実を図り、両国中学生のお互いの理解を深めるとともに国際社会において活躍し得る生徒の育成を目指してまいります。

こども園の施設整備については、遊具の設置工事のほか、千畑なかよし園と仙南すこやか園の防犯カメラの更新を行うなど保育環境の充実と安全対策の向上を図ってまいります。

学校の施設整備については、英語教育やプログラミング教育等の授業効率を高めるため、電子黒板やタブレット端末等のICT環境の充実に引き続き取り組んでまいります。また、千畑小学校のプールや美郷中学校体育館屋根など経年劣化でふぐあいが生じている施設を改修することで児童生徒の良好な教育環境を維持してまいります。

芸術文化については、宇宙航空研究開発機構（JAXA）のご協力をいただき、宇宙開発の歴史や科学等について学ぶ、仮称ですが、「謎の宇宙展」を開催するほか、合併15周年を記念し、美郷の地に息づく文化の継承と新たな文化の創造につなげるため、本町でも出土している縄文土器と縄文文化に深い関心を寄せていた青森県出身で日本を代表する版画家 棟方志功の作品を展示する、仮称ですが、「縄文の造形美と棟方志功展」の開催と町収蔵品の中から弥生時代から近代までを選定した「美郷町所蔵品展」を学友館において開催してまいります。また、清原時代のかわらけが出土した南鎧ヶ崎遺跡の調査を引き続き行うとともに安城寺地区の圃場整備に伴う発掘調査を実施してまいります。

成人教育については、ことしも各界の第一線で活躍されている方々を講師に迎え、「探（さがす・さぐる）」をテーマに美郷カレッジを開催し、町民が創造的で充実した人生を送るきっかけづくりを実施してまいります。

スポーツ振興については、美郷町自転車競技場等で開催される第51回東北高等学校対抗自転車競技選手権大会への支援や、平成30年度から開催しております秋田県自転車競技連盟主催の「サイクルロードレース 美郷ラベンダーカップ」に対し、引き続き支援してまいります。

「交流でにぎわいと笑顔あふれるまち」についてですが、交流人口の拡大に資するよう、引き続き自治体との連携を促進するほか、連携協力協定を締結している日本航空株式会社等との交流を継続して推進してまいります。

また、本年1月に包括連携協定を締結した株式会社モンベルの直営店の町内進出に支援を行い、交流の促進と併せて美郷町観光振興計画の具現化を図ってまいります。

東京都大田区との連携については、大田区六郷自治会との交流を基幹としながら保護者参加型の子どもガーデンパーティ関連事業を引き続き実施し、さらなる交流推進を図ってまいります。

長野県東御市、北海道中富良野町、栃木県那珂川町との交流については、相互の自治体が持つ地域資源の活用を図るとともに、取り扱い特産品の拡充や共同での物販イベントへの参加、観光PR等とおして交流を深め、相互に応援し合える体制を整えてまいります。

都市農村交流の推進については、坂本東嶽邸離れ及び蔵の6月供用開始に向けた準備を進め、坂本家の貴重な資料や当時の什器等を展示することで坂本東嶽の人柄と功績を後世に伝えてまい



ります。また、東嶽邸管理棟内に陸羽地震や千屋断層等の関連資料を展示・学習するスペースを整備し、地震を学びながら今後の防災意識を高めるための事業を実施してまいります。

佐藤家蔵については、9月の供用開始に向けて継続して整備を進めてまいります。また、両施設を有機的に活用した各課連携による交流プログラムを実施することで交流人口の拡大を図ってまいります。

ホストタウンの推進については、ことし東京2020オリンピック・パラリンピックの前年となることから秋田県及び県バドミントン協会との緊密な連携のもと、事前合宿地としての受け入れ態勢を整えていくため、「タイ王国ファンクラブ プーアン」を主体に合宿サポートへの参加や国内で開催されるバドミントン国際大会への応援派遣など、支援してまいります。また、ホストタウンとしての異文化理解や国際感覚の醸成を図るため、引き続きタイの文化や食の講座を開催してまいります。さらに、機運の醸成を図るため、町内イベントでのPRブースの設置や町ホームページ、SNS等を活用した啓蒙活動を強化するとともに、ヨネックス株式会社との連携のもと、オリンピックによるランニング教室を開催してまいります。

観光の推進については、美郷町観光振興計画の初年度として地域資源活用協議会の設置により地域資源の活用方法や整備方針等に関する協議を開始するほか、ハード面では観光拠点として道の駅雁の里せんなんの駐車場整備工事の実施や美郷町観光案内休憩所トイレ改修工事の実施、ソフト面ではインバウンド対応として観光看板にQRコードの付加や多言語ガイドラインに基づいた受入体制の整備についての周知など、計画の実現に向けた取り組みを行ってまいります。また、3月31日をもって町に無償譲渡される名水市場湧太郎については、空調設備の改修を実施し、利用者が快適に利用できる環境の確保に努めてまいります。

観光と物産振興については、既存の第三セクター及び美郷町観光協会を統合し、その機能を受け継ぐべく法人が1月17日に設立されました。新法人は4月1日からの営業開始を目指し、引き続き各種準備作業を進めております。

なお、既存の法人については、6月を目途に清算を完了する予定です。

移住・定住の推進については、「美郷暮らしサポートセンター」機能により住居や助成制度等の情報発信及び移住希望者等のニーズに即した支援を引き続き実施するとともに、県と連携した首都圏でのイベント等の機会を活用し、美郷暮らし促進奨励金やおためし移住体験制度等の周知徹底を図り、移住・定住者の増加に向けて取り組んでまいります。

「活力と働くよろこびが満ちるまち」についてですが、農業の振興については、認定農業者等の経営の複合化等に必要な施設、機械等の導入を支援し、産地形成と収益性の高い農業経営を推

進するほか、新規就農者の円滑な経営開始及び営農定着を図るため機械、施設等の導入を国・県及び町単独事業により引き続き支援してまいります。

また、規模拡大や圃場整備等を契機に高収益作物への転換を行う農業法人等に対し、営農・販売戦略のためのプラン作成や地域に合った作物導入のための支援策を新たに創設し、振興作物の定着と産地化に向けた取り組みを推進していくほか、畜産業の持続的な発展と環境保全型農業を推進するため堆肥センターの機能維持を図ってまいります。

農業基盤の整備については、継続地区である金沢地区、畑屋中央地区に加え、新たに鍵田南谷地地区への支援を行うとともに明田地野際地区及び六郷西部第二地区については、新規採択に向けた調査計画への支援を行ってまいります。

薬用植物栽培の推進については、キキョウ及びエイジツの栽培並びに出荷拡大に向けた支援策を講ずるとともにカンゾウの試験栽培を継続してまいります。

工業の振興については、美郷町中小企業振興条例に基づき、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、本町経済の持続的な発展を目指してまいります。

具体的には、企業の生産性向上等の課題に対処するため設備投資に対する奨励金の交付を継続していくほか、中小企業の経営安定を図るため町の融資制度を活用した中小企業や創業者に対する保証料や利子補給等の支援を引き続き実施し、事業の安定化に向けた取り組みを行ってまいります。また、平成30年度に委嘱しました美郷町産業大使との連携を深め、町内事業者の経営者等に対し、講演等を通じた企業経営及び経営活動に関する助言をいただくほか、人脈を生かしたネットワークの拡大につなげてまいります。

商業の振興については、六郷地区の中心市街地活性化に向け、引き続きまちなかエリア活性化実行委員会による活性化計画に基づいた取り組みを推進してまいります。また、まちなかエリア活性化促進事業の周知を徹底し、エリア内の空き店舗等の改修、新增築及び事業を行う者に対して支援し、空き物件の利活用によるにぎわいスペースの創出、活用を図ってまいります。また、平成30年度から実施している美郷町ブランド認定事業により、消費者から支持された認定品については、各種イベントや商談会において積極的にPRできるよう支援し、販路拡大と町のイメージアップを図ってまいります。

さらに、美郷町海外ビジネス推進事業を拡充し、町内事業所が積極的に海外向けの情報発信や展示会・商談会へ出展できるよう支援することにより国内外での「美郷町の魅力向上」と「美郷町産品のブランド化」による経済の好循環を生み出し、持続的な地域経済の活性化を図ってまいります。

労働雇用対策の充実については、新卒者をはじめとした雇用創出に対する支援とともに、資格取得、技術取得に係る就労支援事業を継続実施し、雇用の確保、人材育成に向けて取り組んでまいります。また、技能功労者の表彰により、技能者の地位向上とともに技術水準の維持・向上による産業活性化をめざしてまいります。

「快適で安全・安心に暮らせるまち」についてですが、交通安全及び防犯に係る施設整備として、転落防止柵等の設置や更新、カーブミラーやグリーンベルトの設置、防犯灯のLED化を推進してまいります。

防火設備については、平成27年度より整備してまいりました防火水道管の供用を開始するとともに耐用年数を超えた消防用小型ポンプ3台を更新してまいります。

防災体制の強化については、災害発生時の救護所としての機能強化を図るため、これまで中央ふれあい館としていたものを空調設備の改修や発電設備の増設を行い、美郷町保健センターにすることとしております。また、避難所における避難生活の環境改善を図るため災害備蓄品を拡充してまいります。

「安定した行政経営のまち」についてですが、平成30年3月に策定いたしました「美郷町公共施設等の管理運営に関する最適化構想」に基づき、美郷町公共施設等最適化実施計画及び個別実施計画を策定してまいります。また、平成29年3月に策定した「町有バス更新計画」に基づき、老朽化した町有バスを更新し、利用団体の利便性の向上等を図ってまいります。

職員能力の向上については、県職員との人事交流を継続するほか、連携協力協定を締結しております日本航空株式会社と新たに相互の人事交流を行い、町職員の企業的経営感覚や企画立案能力の習得等に努めてまいります。

以上、町政推進の基本的な考え方や主な施策について申し上げます。

私どもを取り巻く環境が刻々変化していく中、立町15周年の節目の年となる平成31年度も、できる限り迅速に変化を捉えるとともに、必要な対応を的確に講じてまいる認識で各般の取り組みを進めてまいりたいと存じます。そのためにも、私を含む全職員が状況把握と対応方向についての意識を高く保ち、適切な判断と迅速な実践に努めてまいりたいと存じます。

その上で、住みよさを一層実感できる美郷町の形成につながるよう、町民が誇りを持って美郷町を語るよう、引き続き努力してまいりたいと存じます。

町民各位には、こうした方針にご理解とご協力をいただけますようお願い申し上げますとともに、議員各位には引き続き大所高所からのご指導をいただけますようお願い申し上げます、施政方針といたします。

ただいまの施政方針の中で「妊娠期」というべきを「妊婦期」と読み間違えましたので、正しくは「妊娠期」と訂正しておわび申し上げます。

---

#### ◎陳情第25号の上程、委員会付託

○議長（澁谷俊二君） 日程第5、陳情第25号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情を上程し、議題といたします。

お諮りします。この陳情については、産業建設常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認め、陳情第25号については産業建設常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

---

#### ◎陳情第26号の上程、委員会付託

○議長（澁谷俊二君） 日程第6、陳情第26号 消費税の増税中止を求める陳情を上程し、議題といたします。

お諮りします。この陳情については、総務常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認め、陳情第26号については総務常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

---

#### ◎陳情第27号の上程、委員会付託

○議長（澁谷俊二君） 日程第7、陳情第27号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出することを求めるを上程し、議題といたします。

お諮りします。この陳情については、総務常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認め、陳情第27号については総務常任委員会に審査を付託する

ことに決定いたしました。

---

◎陳情第28号の上程、委員会付託

○議長（澁谷俊二君） 日程第8、陳情第28号 幼児教育・保育の無償化、待機児童解消、保育士の処遇改善のための必要な措置を国に求める陳情書を上程し、議題といたします。

お諮りします。この陳情については、教育民生常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認め、陳情第28号については教育民生常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

---

◎陳情第29号の上程、委員会付託

○議長（澁谷俊二君） 日程第9、陳情第29号 奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税（仮称）で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める陳情書を上程し、議題といたします。

お諮りします。この陳情については、産業建設常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認め、陳情第29号については産業建設常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

---

◎陳情第30号の上程、委員会付託

○議長（澁谷俊二君） 日程第10、陳情第30号 秋田市新屋地区へのイージス・アショア配備計画に反対の意思を示してくださいを上程し、議題といたします。

お諮りします。この陳情については、総務常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認め、陳情第30号については総務常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

ここで10分間休憩します。11時7分会議再開します。

(午前10時57分)

---

(午前11時08分)

○議長（澁谷俊二君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

◎議案第2号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第11、議案第2号 町道の認定についてを上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（木村英彰君） 議案第2号につきまして、ご説明いたします。

今回町道認定したい路線につきましては、現在農道台帳により記載されている道路を町道とする7路線、同じく農道台帳に記載されている道路とこれに接続し、連続性のある町道を結合させ、再認定するものとした道路3路線、町に寄附採納された道路1路線、新規に整備された道路1路線、七滝山における林道整備事業に伴い町道の一部を林道とするため、それ以外の区間を再認定する道路1路線、計13路線を道路認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により議決を求めらるるものでございます。

認定する路線の詳細につきましては、2ページに記載してございます。また、各路線の位置につきましては、議案資料集1ページから6ページに記載しております。

説明は、以上です。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第2号の説明が終わりました。

---

◎議案第3号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第12、議案第3号 町道の廃止についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（木村英彰君） 議案第3号につきまして、ご説明いたします。

今回廃止としたい路線は、先ほど議案第2号で説明いたしました農道台帳に記載されている道路と結合した3路線、七滝山における林道整備事業に伴い町道から除外する2路線、計5路線を廃止いたしたく、道路法第10条第3項の規定により議決を求めらるるものでございます。

廃止する路線の詳細につきましては、4ページに記載しております。また、各路線の位置につきましては、議案資料集7ページから9ページに記載しております。

説明は、以上です。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第3号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第4号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第13、議案第4号 美郷町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（本間和彦君） 議案第4号 美郷町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について、ご説明いたします。

提案理由でございますが、地方公務員法第26条の5第1項、第5項及び第6項の規定に基づき、美郷町職員の自己啓発等休業制度に関し必要な事項を定めるため、提案するものでございます。

議案6ページからの条例（案）について説明をさせていただきます。

まずは第1条の趣旨でございますが、地方公務員法の規定に基づき、町職員の自己啓発等休業制度に関し必要事項を定めるものでございます。

第2条には休業の承認等について規定してございます。当該休業をすることができる職員は在職期間が3年以上で、勤務成績が良好である者としてございます。また、休業の期間は3年を超えない期間とし、対象となる活動等は大学等高等課程の履修及び国際貢献活動への参加等としてございます。

第3条には期間の延長、第4条には承認の取消事由について規定してございます。また、第5条には休業の対象となる活動等を取りやめた場合等の報告について、次のページに入りまして第6条には職務復帰後における当該職員の給与について号給を調整できる旨を規定してございます。第7条には規則等への委任について規定してございます。

附則でございますが、第1項で本条例の施行期日を平成31年4月1日とするものでございます。

第2項では美郷町水道事業に従事する職員につきましても当該休業期間は給与を支給しない旨を関係条例に規定するものでございます。

説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第4号の説明が終わりました。

---

### ◎議案第5号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第14、議案第5号 美郷町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（本間和彦君） 議案第5号 美郷町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。

提案理由でございますが、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による労働基準法の一部改正に鑑み、正規の勤務時間以外の時間における勤務に関する事項及びその他所要の規定を改正したく、提案するものでございます。

改正条文は議案10ページとなっておりますが、議案資料集10ページの新旧対照表により説明をさせていただきます。

本条例の第8条に、第3項「前項に規定するもののほか、職員に同項に規定する勤務をすることを命ずることができる時間の上限その他の同項に規定する勤務に関し必要な事項は、規則で定める」を追加するものでございまして、働き方改革における長時間労働の是正といった観点からの時間外勤務命令を行うことができる上限を規則で規定することとするものでございます。

また、第8条の3第3項につきましては、条文を修文するものでございます。

なお、本条例の施行期日は平成31年4月1日でございます。

説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第5号の説明が終わりました。

---

### ◎議案第6号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第15、議案第6号 美郷町公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（本間和彦君） 議案第6号 美郷町公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について、ご説明をいたします。

提案理由でございますが、美郷町公益法人等への職員の派遣等に関し、定年退職後等に再任用された職員の派遣等について所要の規定を改正したく、提案するものでございます。



改正条文は議案12ページとなっておりますが、議案資料集11ページからの新旧対照表により説明をさせていただきます。

まずは第2条第2項でございますが、ここで規定しております法第2条第1項に規定する条例で定める職員とは派遣することができない職員を規定してございます。同項1号に括弧書きの内容、つまりは再任用職員を除くとする規定を追加することにより再任用職員を追加することができるものがございます。

また、同項第3号は条文を修文するものがございます。

続きまして、第4条関連でございますが、派遣職員の給与の種類の規定に地方公営企業職員を追加し、派遣期間中に支給することができる手当について、通勤手当、時間外勤務手当等を追加するものがございます。

続きまして第5条第8条及び第15条につきましては、給与に関する条例の特例、給与の種類等について、第4条と同様に地方公営企業職員を追加するものがございます。

第10条につきましては、有限会社法の廃止により条文を修文するものがございます。

なお、本条例の施行期日は公布の日としてございます。

説明は以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第6号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第7号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第16、議案第7号 美郷町国民健康保険事業基金条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（齊藤敦子君） 議案第7号 美郷町国民健康保険事業基金条例の一部改正について、ご説明いたします。

提案理由でございますが、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定を改正したく提案するものがございます。

それでは、議案資料集の新旧対照表にてご説明いたしますので、議案資料集13ページをごらん願います。

国民健康保険制度が県単位化されたことにより基金の処分について事由を追加するもので、第6条第1号として「国民健康保険事業納付金に要する費用が不足する場合において、当該不足額

を埋めるための財源に充てるとき。」の一文を追加し、一号ずつ繰り下げるものでございます。

議案集にお戻りいただいて、14ページをごらん願います。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第7号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第8号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第17、議案第8号 美郷町アクティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。農政課長。

○農政課長（高橋 勉君） 議案第8号につきまして、ご説明いたします。

提案理由でございますが、美郷町アクティセンターの尿処理に係る施設利用料金を改定したく、美郷町アクティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、お諮りするものでございます。

改正条文は議案16ページ、議案資料集14ページの新旧対照表とあわせてご説明申し上げます。

尿処理につきましては、1キロリットル当たり資材費など直接的な経費が過去3年を見ますと7,000円を超えております。利用料金との差額が施設側の負担となり、搬入量や人件費など施設運営費に係る経費の増加も見込まれる中、利用者の利便を考慮しながらも施設の円滑な運営を図る上で利用料金の上限を見直ししたく、近隣自治体の類似施設の利用料金を見ますと2,400円から3,000円とありまして、これに倣い、別表（第13条関係）の利用料金を1,080円以内を「2,500円以内」に改定するものであります。

附則におきまして、この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上です。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第8号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第9号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第18、議案第9号 美郷町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（木村英彰君） 議案第9号につきまして、ご説明いたします。

提案理由ですが、平成29年12月に技術士法施行規則の一部を改正する省令が公布され、現在の技術士試験の第2次試験選択科目から水道環境が削除され、上水道及び工業用水道に統合されることとなりました。これを受けて、平成30年12月に水道法施行規則の一部を改正する省令が施行されたため、町の条例の一部を改正したく、提案するものでございます。

改正条文は18ページでございますが、新旧対照表にて説明いたしますので、議案資料集15ページをお開きください。

第3条第8号中「又は水道環境」を削除するものでございます。

議案集18ページにお戻りください。

附則といたしまして、第1項で施行期日を平成31年4月1日からとし、第2項で経過措置といたして、改正前に技術士試験の第2次試験に合格した者で水道環境を選択した者は上水道及び工業用水道を選択したものと見なすことを規定しているものでございます。

説明は以上です。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第9号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第10号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第19、議案第10号 美郷町水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（木村英彰君） 議案第10号につきまして、ご説明いたします。

提案理由ですが、千畑東部地区におきまして平成31年度紫外線処理施設の設置を予定しております。浄水方法の変更となるため水道法の規定に基づき、給水人口及び1日最大給水量を改正する必要があることから提案するものでございます。

改正条文は20ページでございますが、新旧対照表にてご説明いたしますので、議案資料集16ページをお開きください。

第2条第3項給水人口を1万2,024人から1万1,840人に、第4項1日最大給水量を4,659立方メートルから4,670立方メートルに変更するものでございます。

議案集20ページにお戻りください。

附則といたしまして、この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。

説明は、以上です。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第10号の説明が終わりました。

---

◎議案第11号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第20、議案第11号 美郷町奨学資金に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（煙山光成君） 議案第11号 美郷町奨学資金に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。

改正内容は議案集22ページでございますが、新旧対照表にてご説明いたしますので資料集17ページもあわせてごらんいただきたいと思います。

今回の一部改正ですが、大学、高等専門学校、専修学校に在学する学生に対する奨学資金について、1万円から4万円の間で金額を選択できるように改めるものでございます。

なお、学生が選択できる自由度を確保しつつ貸付金管理事務が複雑にならないよう選択可能な金額を1万円単位としてございます。

資料集新旧対照表をごらんください。

別表中大学、高等専門学校又は専修学校に在学する者の項において、月額4万円の次に「以内（1万円単位）」を追加するものでございます。

議案集22ページをお願いいたします。

附則でございますが、改正条例の施行期日を平成31年4月1日とするものでございます。

説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第11号の説明が終わりました。

---

◎議案第12号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第21、議案第12号 指定管理者の指定についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（藤田信晴君） 議案第12号 指定管理者の指定について、ご説明いたします。

提案理由でございますが、25ページをお願いいたします。美郷町あったか山ほか19施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案させていただくものです。

23ページにお戻りください。

1の指定管理者に管理させる公の施設ですが、今回お諮りする20施設のうち9施設については、指定管理期間の満了に伴う提案、10施設については指定管理者から平成31年4月1日以降業務の継続が困難である旨の報告を受け、指定の取り消し手続を行った上で提案するもの、1施設が平成31年4月1日から公の施設となるため提案するものでございます。

最初に指定管理期間が満了した施設についてご説明いたします。

1番上から美郷町あったか山、美郷町千畑温泉館、美郷町千畑湯治館、美郷町千畑調理研修施設、千畑温泉サンアール関係の4施設でございます。続きまして、2つ飛んで美郷町千畑生産物直売所、レストラン紫織里でございます。続きまして、美郷町雁の里多目的集会施設、美郷町雁の里健康センター、24ページをお願いいたします。美郷町雁の里老人福祉センター、美郷町雁の里生きがい活動支援センター、湯とぴあ雁の里温泉関係の4施設でございます。以上、合計9施設が指定管理期間満了施設です。

続きまして、指定管理者から業務の継続が困難な旨、報告された10施設をご説明いたします。23ページをお願いいたします。

上から5つ目の美郷町サン・スポーツランド千畑温水プールと次の美郷町サン・スポーツランド千畑テニスコートは平成31年2月4日付で美郷温泉振興株式会社から業務を継続できない旨報告がございました。24ページをお願いいたします。上から3つ目の美郷町産地形成促進施設、次の美郷町農林水産物直売・食材供給施設、次の美郷町野菜直売施設、次の美郷町農業振興施設、以上道の駅関係4施設でございますが、平成31年2月5日付で株式会社雁の里せんなんから業務を継続できない旨報告がございました。続きまして、美郷町手づくり工房湧子ちゃん、美郷町ニコ名水庵は平成31年2月4日付で六郷まちづくり株式会社から業務を継続できない旨報告がございました。続きまして、美郷町清水とふれあいの里施設内の観光案内休憩広場は平成31年2月7日付で美郷町観光協会から業務を継続できない旨報告がございました。続きまして、美郷町宿泊交流館ワクアスでございますが、平成31年2月4日付で美郷温泉振興株式会社から業務を継続できない旨報告がございました。

以上、10施設が指定管理者から業務の継続が困難な旨報告があった施設です。

続きまして、最後の美郷町名水市場湧太郎でございますが、平成30年12月定例会において設置条例を議決いただき、平成31年4月1日から公の施設となることから提案するものでございます。

2の指定管理者となる法人または団体でございますが、平成31年2月18日付であきた美郷づくり株式会社から指定管理者の指定を受けたい旨の申請がございました。あきた美郷づくり株式会社は本年1月17日、町と民間法人の出資により美郷温泉振興株式会社、株式会社雁の里せんなん、

六郷まちづくり株式会社、美郷町観光協会の業務を受け継ぐべく設立された第三セクターでございます。同月20日開催の美郷町指定管理者選定委員会におきまして候補者として選定したことから、あきた美郷づくり株式会社を指定管理者に指定したく、お諮りするものでございます。

3の指定の期間でございますが、美郷町公共施設等最適化実施計画を本年6月を目途に策定するため指定の期間を1年とするものでございます。

説明は、以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第12号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第13号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第22、議案第13号 美郷町下水道事業特別会計への繰入額についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（木村英彰君） 議案第13号につきまして、ご説明いたします。

提案理由ですが、美郷町下水道事業の円滑な推進を図るため、一般会計から1億5,000万円以内の金額を繰り入れしたく、議決を求めるものでございます。

説明は以上です。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第13号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第14号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第23、議案第14号 美郷町農業集落排水事業特別会計への繰入額についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（木村英彰君） 議案第14号につきまして、ご説明いたします。

提案理由ですが、美郷町農業集落排水事業の円滑な推進を図るため、一般会計から1億3,000万円以内の金額を繰り入れしたく、議決を求めるものでございます。

説明は以上です。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第14号の説明が終わりました。

---

## ◎議案第15号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第24、議案第15号 平成30年度美郷町一般会計補正予算第7号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長から順次説明願います。

○企画財政課長（高橋 穰君） 議案第15号 平成30年度美郷町一般会計補正予算第7号について、ご説明いたします。

今回の補正の内容でございますが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ7,367万円を減額する件、繰越明許費の追加5件、債務負担行為の追加1件、地方債の追加1件及び変更5件でございます。初めに、37ページ、第2表繰越明許費補正をご説明いたします。

まず、6款1項大規模肉用牛団地整備事業でございますが、国の補正に伴う畜産クラスター事業による牛舎等新築工事に対する補助でございます。国及び県が繰越明許費を設定することに伴い、次年度に繰り越すものでございます。

同じく2項農地集積加速化基盤整備事業でございますが、県営基盤整備事業金沢地区及び畑屋中央地区への負担金でございます。金沢地区につきましては、事業進捗のおくれにより、また畑屋中央地区につきましては国の補正に伴う事業費の増額及び内容変更によりそれぞれ年度内完了が見込めないことから県で繰越明許費を設定したことに伴い、次年度に繰り越すものでございます。

次に8款2項除排雪機械整備事業でございますが、国の補正による補助を受け、除雪ドーザを購入するものでございますが、年度内納入が見込めないことから次年度に繰り越すものでございます。

同じく2項緊急車両不通路線改良事業でございますが、元東根地内線用地補償において相続登記等に不測の日数を要したこと、また上四ツ谷1号線改良舗装工事において2次製品の納入に不測の日数を要するため年度内完了が見込めないことから次年度に繰り越すものでございます。

同じく2項社会資本長寿命化対策事業でございますが、糠淵橋上部工補修工事において補修工法の見直しに不測の時間を要し、年度内完了が見込めないことから次年度に繰り越すものでございます。

次に38ページ、第3表債務負担行為補正をご説明いたします。

既に債務負担行為を設定している美郷町アクティセンターの管理料でございますが、施設の維持管理経費がかかり増しすることから平成31年度の指定管理料を増額するため債務負担の限度額を追加するものでございます。

続きまして、39ページ、第4表地方債補正をご説明いたします。

初めに、地方債の追加でございますが、平成30年度国の補正予算関連事業であります県営基盤整備事業費負担金の財源といたしまして農業生産基盤整備事業債を計上するものでございます。

また、変更の5件につきましては、充当する事業費の確定等により起債額を調整するものでございます。合併特例債につきましては3,890万円、過疎対策事業債につきましては3,070万円、緊急防災・減災事業債につきましては40万円、一般単独災害復旧事業債につきましては70万円をそれぞれの限度額から減額するものでございます。

学校教育施設等整備事業債につきましては、起債対象となる工事範囲が拡大する見込みのため1,200万円、限度額を増額するものでございます。

続きまして、歳入につきましてご説明いたします。

今回の補正予算の歳入につきましては、年度末を迎え事務事業の完成や終了等を受けまして使用料や国・県の補助金等の補正件数が多くなってございます。このような「実績による」ですとか「事業の完了による」等の理由での増減につきましては、特別説明が必要と思われるもの以外は省略させていただき、順次説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、44ページ・45ページをお願いいたします。

○**税務課長（小田長光仁君）** 1款1項2目法人の町民税でございますが、法人税割について平成30年度当初予算編成時は県内経済概況の景気は持ち直しの動きが続いているとの調査分析に基づき、400万円の増額を見込んでおりましたが、申告いただいた税額については製造業を中心に減額となった法人が多く、実績に基づき170万円の減額をお願いするものです。

次に2項1目固定資産税でございますが、新築家屋に係る軽減分を過剰に見積もっていたことなどにより実績に基づき800万円の増額をお願いするものです。

次に4項1目町たばこ税でございますが、喫煙人口の減少により減収を見込んでおりましたが、税率改正による増収を考慮し、減収幅を少なく見積もってしまったことによる差額分300万円減額をお願いするものです。

○**企画財政課長（高橋 穰君）** 9款1項1目地方交付税でございますが、普通交付税の留保分と追加配分額を増額するものでございます。これによりまして平成30年度の普通交付税の予算計上額は52億9,619万4,000円となり、歳入見込み額と同額としてございます。

続きまして、48ページ・49ページをお願いいたします。

下段、13款2項1目1節総務費補助金の地方創生推進交付金でございますが、交付金を財源の一部としている事業のうち、みさとびと育成プログラム事業及びみさと働きびとモデル編集発信



事業の事業実績による事業費の減に伴う交付金の減でございます。

○建設課長（木村英彰君） 続きまして、一番下段、5目1節道路新設改良費補助金ですが、社会資本整備総合交付金の交付金額決定による減額で、交付率は町要望額に対し、37.6%となっております。

なお、平成31年2月に成立した国の第2次補正予算におきまして除雪機械1台が対象となった旨通知があり、これに係る交付金を差し引き減額しております。

次のページをお開きください。2節住宅管理費補助金ですが、一般住宅の耐震診断耐震改修に関する実績見込みによる交付金額の減額でございます。

○教育総務課長（煙山光成君） 6目教育費国庫補助金でございますが、小中学校に空調設備を設置する工事費に係る交付金の増額変更でございます。1節には小学校分を、2節には中学校分を計上してございます。先に交付決定を受けておりますブロック塀、冷房設備対応臨時特例交付金事業の内容変更に関する調査が県教育庁を通じて文部科学省からございました。この調査結果を受けて補助対象から除かれていた教室等が一部追加採択され、特例交付金の追加配分がなされる予定でございます。こうしたことを受けまして変更するものでございます。

○住民生活課長（高橋久也君） 次の13款3項2目民生費委託金ですが、2節国民年金事務費委託金は年金等のシステム改修にかかる国からの追加補助分でございます。歳出で共同電算への負担金として計上しております。

○農政課長（高橋 勉君） 続きましてページ52ページ・53ページをお願いいたします。

14款2項4目農林水産業費県補助金2節農業振興費補助金の大規模肉用牛団地整備事業費補助金ですが、J A秋田おばこや県地域振興局・大仙市・仙北市・美郷町などで構成するクラスター協議会へ交付するもので、取り組みする農家が町内の方のため県から町を通じて支払うものでございます。肥育素牛導入の完了による減額と国の30年度補正を受け、畜舎等の建設に係る増額によるものであります。

その下の機構集積協力金につきましては、基盤整備を行っております畑屋中央地区及び金沢地区での中間管理機構を通じた貸し付けの実績等により増額でございます。

○総務課長（本間和彦君） 続きまして、54ページ・55ページをお願いいたします。

14款3項1目5節秋田県議会議員一般選挙委託金でございますが、16万3,000円の増額でございます。これは選挙日程の確定によりまして期日前投票が今年度中、今月30日からの実施となりまして、その2日分の経費に対する委託金でございます。

続きまして56ページ・57ページをお願いいたします。

ページの中段でございますが、15款1項2目利子及び配当金は東北電力及び秋田放送の配当金でございます。

同じく2項1目不動産売払収入の土地売払収入は法定外公共物であります道水路など10件分でございます。立木売払収入は仏沢地区町有林搬出間伐事業に係る立木売り払い分の確定による増額でございます。

同じく2目の物品売払収入は除雪ドーザ1台及び消防小型ポンプ3台分でございます。

続きまして、16款1項1目一般寄付金でございますが、秋田県総合公社からの出損金相当分の寄附によるものでございます。

○企画財政課長（高橋 穰君） 58ページ・59ページをお願いいたします。

上段、同じく2項指定寄付金でございますが、ふるさと美郷応援寄付金はふるさと納税でございますが、これまでの実績と今後の見込みを踏まえ増額するものでございます。今年度の寄付金は前年度を若干上回る約1,770万円を見込んでございます。

その下、地方創生応援寄付金は企業版ふるさと納税でございますが、今年度も株式会社龍角散より生菓の里美郷構想推進事業に対し、1,000万円の寄附の申し出がございましたので増額するものでございます。

続きまして、17款1項基金繰入金でございます。1目振興基金繰入金には地域振興などソフト事業に充当するため計上しておりましたが、財政状況により繰り入れの必要がなくなったことにより全額減額するものでございます。

3目公共施設整備基金繰入金は公共施設整備の整備等のうち補助金や有利な起債の充当が見込めない事業について充当するため計上しておりましたが、財政状況により繰り入れの必要がなくなったため小中学校空調設備整備事業分を除く当初予算計上分を減額するものでございます。

○農政課長（高橋 勉君） 4目薬用植物栽培推進基金繰入金ですが、薬用植物栽培推進事業補助金及びプレハブ冷蔵庫設置工事の実績によります減額でございます。

○住民生活課長（高橋久也君） 一番下段になります。19款5項4目1節雑入でございますけれども、資源化物の売り払い収入ですが、古紙の回収分の売り払い収入がふえましたので計上しております。

○総務課長（本間和彦君） 続きまして、60ページ・61ページをお願いいたします。ページ上段でございますが、保険料受入金は自動車共済の解約返戻5件、及び建物貸し付け、貸し付け建物にかかる掛金分の収入によるものでございます。

○企画財政課長（高橋 穰君） その下、補償受入金でございますが、車両事故により機械ケーブル

ルを供架している電柱等の破損が2カ所で行われました。その復旧工事を町で実施しておりますが、工事費全額を加害者から補償として受け入れるものでございます。

続きまして、20款町債でございます。1目総務債から次ページの11目災害復旧債まででございますが、充当する各事業の実績や県との充当協議などを踏まえての増減を計上してございます。

この中で、62ページ・63ページの7目教育債の学校教育施設等整備事業債につきましては、小中学校の空調設備整備事業に対するもので、事業費の増減はございませんが、当初交付対象とならなかった部分の工事内容について対象となる見込みとなったことから増額するものでございます。

また、8目農林水産業債の1節農業生産基盤整備事業債につきましては、国の補正予算関連事業であります県営基盤整備事業の負担金の財源として増額するものでございます。

歳入の説明は、以上でございます。

**○総務課長（本間和彦君）** 続きまして、歳出でございますが、初めに各款項目の2節、3節、4節の人件費につきまして一括して説明をさせていただきます。議案114ページ・115ページの給与費明細書をごらんいただきたいと思います。

今回の人件費の補正でございますが、特別職につきましては、非常勤特別職報酬の事業完了に伴う減額等により合計で1万2,000円の減額でございます。115ページの一般職でございますが、給料につきましては、退職及び育児休業等による不用額1,197万円を減額するものでございます。

職員手当につきましては、給料と同様の理由での減額及び年度途中での退職による組合負担金の増額により合わせて86万円を減額するものでございます。職員手当の減額の内訳は、中段の表の記載のとおりでございます。

共済費は給料と同様の理由での1,000万円を減額するものでございます。

人件費の補正の概要は、以上でございますので、以降款項目の人件費の説明は省略させていただきます。

**○企画財政課長（高橋 稔君）** 続きまして、人件費以外の歳出における今回の補正予算につきましては、歳入と同様事務事業の完成や終了等の理由による補正が多くなってございます。特別説明を必要とする部分以外は省略させていただき、それ以外の項目につきまして順次説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

初めに68ページ・69ページをお願いいたします。

2款1項6目企画費8節報償費でございますが、ふるさと美郷応援寄付金の増額に伴い、返礼品にかかる予算を増額するものでございます。また、ふるさと納税の決済等に係る手数料を12節

役務費の手数料で増額するものでございます。

○**商工観光交流課長（藤田信晴君）** 続きまして、13節交流パネル製作業務委託料ですが、現在町内の3温泉、道の駅、湧太郎に本町と交流のある企業・大学・自治体をパネル表示してございます。今回新たにヨネックス株式会社及び株式会社モンベルと包括連携協定を締結いたしましたので、パネルプレートを製作し掲示したく補正をお願いするものでございます。

○**企画財政課長（高橋 穰君）** 70ページ・71ページをお願いいたします。

2款1項7目電子計算費19節秋田県町村電算システム共同事業組合負担金でございますが、平成30年度地方税納税共通システム対応のためのシステム改修費の負担金として増額するものでございます。

○**住民生活課長（高橋久也君）** 次の8目交通安全対策費の18節備品購入費は交通指導隊に新たに1名の方が入隊下さることとなったため必要な制服を準備したく計上しております。

その次の10目諸費でございますが、19節秋田県自衛隊家族会大仙地区協議会負担金ですが、美郷町が隊員募集の強化推進自治体となったことにより大仙仙北美郷で組織します協議会に対しまして隊員募集や入隊激励会等の必要な費用を負担することとなりましたので計上しております。

○**福祉保健課長（齊藤敦子君）** 次のページ上段をお願いいたします。

11目20節扶助費の福祉医療費扶助でございますが、中学生拡大分と町拡大分に係る1月以降の医療費の伸びにより不足が見込まれるため予算を組み替え、3款1項4目20節扶助費を300万円減額し、同額300万円を増額するものでございます。

○**税務課長（小田長光仁君）** 同じく72・73ページ中段の2款2項徴税費の2目賦課徴収費13節地理情報システム地図修正委託料ですが、平成30年度において統合型地理情報システムの構築の要否を検討することとなり、結果導入することとなった場合に利用方法が重複してしまう現状の地理情報システムの地図データの修正は不要となることから発注を見合わせておりましたが、平成31年度に実施することで予算要求することになり、不用額となることから減額するものです。

○**総務課長（本間和彦君）** 続きまして74ページ・75ページをお願いいたします。

ページの中段でございますが、2款4項3目秋田県議会議員一般選挙の1節報酬及び3節時間外勤務手当でございますが、先ほど歳入で説明をさせていただきました理由での歳出分でございます。期日前投票における投票管理者及び投票立会人の報酬の事務従事者の職員人件費でございます。

○**福祉保健課長（齊藤敦子君）** 76・77ページをお願いいたします。

3款1項2目20節扶助費の障害児通所支援給付費でございますが、新規利用申請児童の増加に

より今後の支払いに不足が見込まれるため増額をお願いするものでございます。すぐ下の育成医療給付費でございますが、人工透析及び先天性疾患等新規申請により今後の支払いに不足が見込まれるため増額をお願いするものでございます。

3目13節委託料の地域自立生活支援事業委託料でございますが、配食サービスの利用者増による増額でございます。次のページ上段をお願いいたします。23節償還金利子及び割引料の返還金でございますが、平成29年度介護予防支援業務の精算により3,000円を秋田県国民健康保険団体連合会へ返還するものでございます。

4目20節扶助費でございますが、先ほど2款でご説明申し上げたとおり予算組み替えの減額でございます。

○教育総務課長（煙山光成君） 2項3目児童福祉施設費7節賃金でございますが、認定こども園の保育教諭と保育補助員の最終的な配置人員が定まりましたので、不要と見込まれる額を減ずるものでございます。

○住民生活課長（高橋久也君） 一番下段でございます。3項1目19節負担金補助及び交付金ですが、年金システムの改修が必要になったことにより秋田県町村電算システム共同事業組合の町負担分を計上するものでございます。

○農政課長（高橋 勉君） 続きまして、86・87ページをお願いいたします。

6款1項5目担い手対策費の19節農業法人運営支援事業費補助金につきましては、設立間もない農業法人において会計事務等を専門家へ依頼する経費を支援するもので、当初3法人を見込んでおりましたが、4法人から事業要望があり増額するものでございます。

機構集積協力金につきましては、歳入でもご説明しましたが、農地中間管理機構を通じた農地貸し付け面積の確定によるもので全額県補助金で町の持ち出しはございません。

続きまして、7目畜産業費であります。ページ88・89ページをお願いいたします。

19節の家畜防疫注射料補助金ですが、実施頭数の増により増額でございます。大規模肉用牛団地整備事業費補助金につきましては、歳入でご説明しました畜舎等建設への助成でありまして、県からの補助金を町を通じて交付するため予算計上するもので町の負担はございません。

続きまして、8目農村整備費の19節県営基盤整備事業費負担金につきましては、国の30年度補正によりまして畑屋中央地区の事業費が増額となったことに伴います町負担金の増額と金沢地区の整備実績による減額によるものでございます。

○商工観光交流課長（藤田信晴君） 93ページをお願いいたします。

7款1項2目商工振興費19節の上段中小企業振興資金保証料補給等補助金ですが、中小企業振

興資金の保証料について町で補助しておりますが、予算額に不足が見込まれるため補正をお願いするものでございます。

○建設課長（木村英彰君） 次のページ、94ページ・95ページをお開きください。

一番上段、8款2項2目18節除排雪機械購入費でございますが、国の第2次補正の対象となったもので、14トン級ドーザ1台を購入し、南除雪センターに配備する予定です。

なお、30年度当初予算ではグレーダの購入予定でしたが、故障頻度等の理由によりドーザに変更し、その差額を増額しております。また、購入に当たっては、繰り越し明許をするものとしております。

その下段、13節委託料から22節補償金につきましては、社会資本整備総合交付金の交付金額決定による減額が主なものでございます。

続きまして、96ページ・97ページをお開きください。

5項1目19節の上から2段目、浄化槽水質環境保全費補助金につきまして当初1,580件を予定しておりましたが、申請者の増が見込まれるため20件分を追加したく補正するものです。

○教育総務課長（煙山光成君） 100ページ・101ページをお願いいたします。

10款1項3目教育助成費13節委託料中運行管理業務委託料でございますが、特別運行時間の延びや燃料費及び時間単価の上昇によりスクールバスの運行管理委託料に不足が見込まれることから増額をお願いするものでございます。

同じページの下段、2項小学校費1目学校管理費11節修繕料でございますが、仙南小学校のステージ照明に係る修繕費用をお願いするものでございます。

○生涯学習課長（高橋一久君） 続きまして、104ページ・105ページをお願いいたします。

10款4項1目社会教育総務費でございますが、13節で壁画パネル製作委託料と15節施設改修工事でございますが、28年度より画家の大小島真木さんに町内3小学校並びに中学校及び美郷町公民館への壁画制作を依頼しているところでございますが、残すは六郷小学校及び美郷公民館の制作で完了予定となっております。その経費は平成31年度予算においてお願いしているところでございますが、大小島さん側と制作日程について調整してございましたが、公民館での制作が4月上旬からとなったことにより壁画パネルと下地工事を3月中に準備いたしたく補正をお願いするものでございます。

○教育総務課長（煙山光成君） 110ページ・111ページをお願いいたします。

下段、10款5項3目学校給食費11節消耗品でございますが、北学校給食センターで使用するサラダ用の食缶の更新費用をお願いするものでございます。

○企画財政課長（高橋 稔君） 次のページ、112ページ・113ページをお願いいたします。

12款1項1目公債費の元金でございますが、元利均等償還分の借り入れ利率の見直しの結果による元金の増額と財政健全化の取り組みの一環として後年度の財政負担軽減のため繰り上げ償還を実施する分の増額でございます。繰り上げ償還分の内容でございますが、平成15年度から25年度までに銀行から借り入れた3件で、借り入れ利率は0.89から0.75でございます。

これにより、本年度の繰り上げ償還の合計額は3億6,477万3,000円でございます。

同じく利子でございますが、借り入れ利率の見直しの結果等による減額でございます。

続きまして、13款1項1目基金費でございます。ふるさと美郷子ども育成基金積立金はふるさとと納税の増額分でございます。

その下、薬用植物栽培推進基金積立金は基金利子分を積み立てるものでございます。

14款予備費でございますが、歳入歳出の差額を調整するものでございます。

補正予算に関する説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第15号の説明が終わりました。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩します。

(午後0時02分)

---

(午後1時00分)

○議長（澁谷俊二君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

### ◎議案第16号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第25、議案第16号 平成30年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第4号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（齊藤敦子君） 議案第16号について、ご説明いたします。

今回の補正は651万5,000円を追加するものでございます。

それでは、歳入からご説明させていただきますので、126・127ページをお願いいたします。

1款国民健康保険税でございますが、年度内に退職被保険者から一般被保険者への資格移動に伴い、税区分の予算組み替えを計上しております

4款2項3目福祉医療基盤強化補助金でございますが、交付額が確定したことによる増額を計

上しております。

128・129ページをお願いいたします。

6款1項1目1節・2節保険基盤安定繰入金及び5節財政安定化支援事業繰入金でございますが、交付額が確定したことにより一般会計における補正と同額を増額するものでございます。4節出産育児一時金等繰入金でございますが、実績見込みによる減額でございます。

歳入は、以上でございます。

続きまして、歳出でございます。130・131ページをお願いいたします。

1款1項1目13節委託料でございますが、医療費総額のうち結核及び精神病にかかわる割合が15%を超える場合に交付される特別調整交付金に該当しなかったため、申請に必要なデータ抽出等国民健康保険団体連合会へ委託する必要がなくなったため減額するものでございます。

3項及び2款1項でございますが、補助金及び繰入金の増額に伴う財源の組み替えでございます。

2款4項1目出産育児一時金でございますが、実績見込みによる減額でございます。

132・133ページ上段、6款でございますが、繰入金の増額に伴う財源の組み替えでございます。

10款1項1目予備費は補正調整額でございます。

説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第16号の説明が終わりました。

---

### ◎議案第17号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第26、議案第17号 平成30年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第3号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（木村英彰君） 議案第17号につきまして、ご説明いたします。

今回の補正の内容でございますが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ258万6,000円を減額する件及び地方債補正1件でございます。

初めに、地方債からご説明いたします。139ページをお開きください。

第2表地方債の変更につきましては、充当する事業の事業費確定見込みにより起債限度額を40万円減額するものでございます。

続きまして、歳入につきましてご説明いたします。144ページ・145ページをお開きください。



2款2項1目1節指定店登録及び3款1項1目1節一般会計繰入金並びに一番下段、6款1項1目3節公共下水道事業債はいずれも事業費確定見込みに伴う減額でございます。

1段戻っていただき、5款3項1目1節はメーター器スクラップ収入による増額でございます。

続きまして、次のページをお開きください。

続きまして、歳出、1款1項1目2節から4節までの人件費につきましては、職員の報酬月額確定による減額でございます。これに関する給与費明細を148ページに記載しております。続きまして、14節事務機器借上料は下水道受益者負担金管理ソフトの変更に伴う借上料の減額でございます。

2項1目15節と18節につきましては、いずれも請負差額による減額でございます。19節は下水道維持管理費等負担金額確定による増額でございます。

2款1項2目23節償還金利子につきましては、29年度借り入れ分の利率が確定したことによる減額でございます。

説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第17号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第18号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第27、議案第18号 平成30年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第4号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（木村英彰君） 議案第18号につきまして、ご説明いたします。

今回の補正の内容でございますが、歳入歳出予算の総額から441万1,000円減額する件及び地方債補正1件でございます。

初めに、地方債からご説明いたします。155ページをお開きください。

第2表地方債の変更につきましては、充当事業の事業費確定見込みにより起債限度額を50万円減額するものでございます。

続きまして、歳入につきましてご説明いたします。160ページ・161ページをお開きください。

3款1項1目1節農業集落排水事業費補助金及び4款1項1目1節一般会計繰入金並びに一番下段、7款1項1目2節農業集落排水事業債はいずれも事業費確定見込みに伴う減額でございます。

1 段戻っていただき、6 款 3 項 1 目 1 節雑入はメーター器スクラップ収入による増額でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。次のページをお開きください。

4 款 1 項 1 目 4 節共済組合負担金につきましては、職員の報酬月額確定による減額でございます。これに関する給与費明細を164ページに記載しております。続いて、13節調査委託料は請負差額による減額でございます。19節秋田県土地改良事業団体連合会特別賦課金につきましては、前年度事業委託分に応じた賦課金でございます。27節消費税納付分につきましては、納付額確定見込みによる減額でございます。

続いて、2 項 1 目13節から18節につきましては、それぞれ請負差額による減額でございます。

2 款 1 項 2 目23節償還金利子につきましては、29年度借り入れ分の利率が確定したことによる減額でございます。

説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第18号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第19号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第28、議案第19号 平成30年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（齊藤敦子君） 議案第19号について、ご説明いたします。

今回の補正は、676万7,000円を追加するものでございます。

歳入からご説明させていただきますので、174・175ページをお願いいたします。

1 款後期高齢者医療保険料でございますが、増額が見込まれることにより補正をお願いするものでございます。

3 款 1 項 2 目保険基盤安定繰入金でございますが、交付額が確定したことにより一般会計における補正と同額を減額するものでございます。

歳入は、以上でございます。

続きまして、歳出でございます。176・177ページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、歳入で調整した金額を計上しております。

説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第19号の説明が終わりました。

---

◎議案第20号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第29、議案第20号 平成30年度美郷町水道事業会計補正予算第4号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（木村英彰君） 議案第20号につきましてご説明いたします。

今回の補正の主な内容でございますが、事業決算見込みによる事業収益の増額及び事業費用の減額並びに資本的支出の減額でございます。

内訳でございますが、第2条平成30年度美郷町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入について、第1款事業収益を286万9,000円増額して4億2,247万円とし、収益的支出について第1款事業費用を115万1,000円減額して4億909万3,000円とするものです。

第3条では予算第4条に定めた資本的支出の補填財源に関して記載しております額にそれぞれ改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

180ページをお開きください。第1款資本的支出を55万円減額し、3億376万6,000円とするものです。

詳細につきまして説明いたします。186ページ・187ページをお開きください。

収益的収入1款1項1目水道料金から2項3目加入金まで実績見込みによる増額でございます。

5目不用水量器売却益は実績による減額でございます。

6目消費税は納付額確定見込みによる増額でございます。

続きまして、支出。

1款1項1目の材料費と4目の委託料は請負差額による減額でございます。

5目有形固定資産減価償却費は平成29年度に取得した固定資産額確定による減価償却額の増額及び旧六郷西部浄水場の自家発電機除却による減価償却費の減額でございます。

2項1目の企業債利息及び一時借入金利息につきましては、利率確定による減額でございます。

続きまして、188ページ・189ページをお開きください。

資本的支出、1款1項1目工事請負費は請負差額による減額、2目量水器購入費は新規加入増による増額でございます。

説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第20号の説明が終わりました。

---

◎散会の宣告

○議長（澁谷俊二君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて、本日の会議を閉じます。

3月4日午前10時、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

(午後1時13分)